

## 戸田市スポーツセンター食品等自動販売機設置仕様書

1. 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
  
2. 設置場所 戸田市スポーツセンター（戸田市新曽1286番地）内  
1階ロビー横自動販売機コーナー及びプール棟出入口横  
※詳細は「設置場所平面図」参照  
現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。
  
3. 費用
  - (1) 自動販売機設置に係る行政財産使用料  
（公財）戸田市文化スポーツ財団が戸田市に支払うものとする。
  - (2) 電気料金  
電気料金の実費は、（公財）戸田市文化スポーツ財団が各自販機の子メーターのカウン  
トに基づき月毎の使用量、電気料金の実費を算出して自動販売機設置事業者へ請求  
することとする。 ※物品販売用自動販売機の電気料金は除く。
  - (3) 販売手数料  
販売手数料は「8. 商品の具体的な構成」参照のこと。  
販売価格は通常市販価格を参酌し、事業者において決定すること。但し、飲料水自動  
販売機については、公共施設であることを考慮し、市販価格よりも10円以上安い売  
価とすること。
  - (4) その他の経費  
自動販売機及び電気使用量確認用子メーターなど、付帯設備の設置や撤去に要する工  
事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業  
者の負担とする。
  
4. 転貸等の禁止  
自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲  
渡、転貸又は再委託してはならない。
  
5. 使用上の制限
  - (1) 設置期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負  
担により、速やかに機器撤去と同時に設置場所を原状に復すること。
  - (2) 設置機器は、省エネルギータイプのものを採用すること。（新品でなくても可）
  
6. 設置条件
  - (1) 自動販売機設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全  
に責任をもって行うこと。

- (2) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。

## 7. 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。販売した商品の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適切に処理すること。
- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び、品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (4) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (5) (公財) 戸田市文化スポーツ財団は、当財団の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

## 8. 商品の具体的な構成

No.	自動販売機の種類	販売手数料	設置場所
1	飲料水自動販売機 (1)	25%以上	1階自動販売機 コーナー
2	飲料水自動販売機 (2)	25%以上	
3	飲料水自動販売機 (3)	25%以上	
4	食品自動販売機 (パン類、菓子類)	5%以上	
5	カップラーメン自動販売機	5%以上	
6	アイスクリーム自動販売機 (1)	20%以上	プール棟 出入口横
7	飲料水自動販売機 (4)	25%以上	
8	アイスクリーム自動販売機 (2)	20%以上	1階自動販売機 コーナー
9	物品販売用自動販売機		

※飲料水自動販売機は災害対策用の自動販売機とし、缶やペットボトル等の密閉式容器とすること

※物品販売用自動販売機については、自動販売機のみを(公財) 戸田市文化スポーツ財団に無償で貸与できる事業者とし、電気料の支払い、つり銭の用意、販売品の商品管理は一切当財団が行うこととする。

※No. 1～9までの自動販売機をすべて自社でまかなえる設置事業者が募集の対象となります。

#### 9. 報告書の提出及び手数料の支払いについて

事業者は、月別の売り上げ状況（販売個数、売上額）を毎月確認し、販売個数報告書を（公財）戸田市文化スポーツ財団に提出するものとする。また、その数量に対する手数料を翌月20日までに当財団に支払うものとする。

※販売個数報告書及び売上手数料については、物品販売用自動販売機は除く。

#### 10. 提案書

(1) 提案書は3部作成願います。

(2) 8の各自動販売機設置に係る諸条件をご提案ください。

- ① 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し  
（寸法、省エネタイプと確認できるもの）
- ② 各自動販売機の（公財）戸田市文化スポーツ財団へ支払う手数料について
- ③ 各自動販売機の販売可能な商品内容について
- ④ その他

#### 11. 申込受付

(1) 申込受付締切 令和8年3月8日（日）まで

(2) 提案書提出先

所在地	埼玉県戸田市新曽1286番地
名称	公益財団法人戸田市文化スポーツ財団 戸田市スポーツセンター
電話	048-443-3523
担当	施設課 管理担当

(3) 選定の結果通知 令和8年3月17日（火）

応募要件を満たし、各自販機ごとの売上手数料等、提案の内容を審査し、当財団の希望に最も合致する内容を提示した者を設置事業者として決定します。

選定結果は各応募者宛てに書面にて通知し、ホームページにおいても選定結果を公表します。

(4) 自動販売機設置及び販売開始

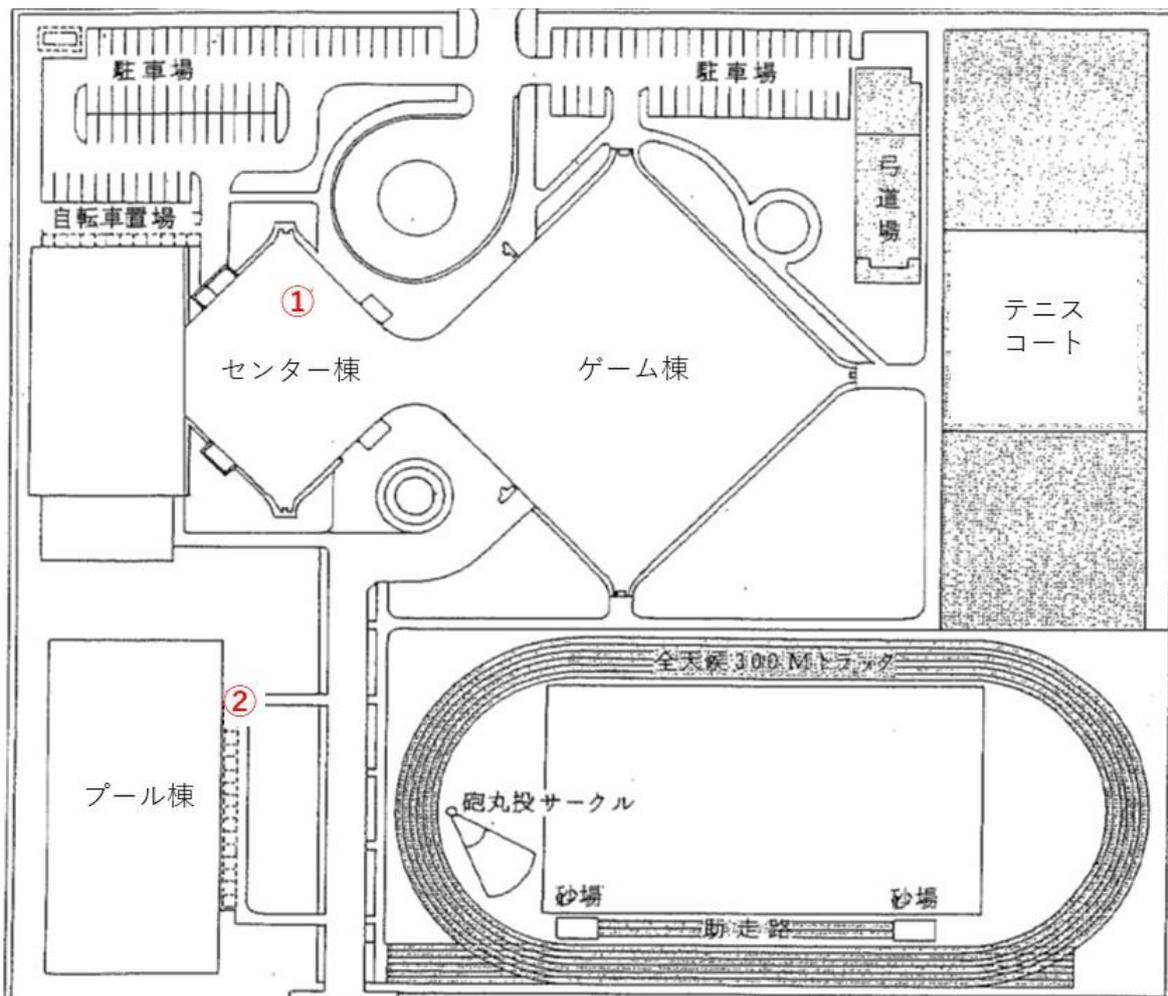
令和8年4月8日（水）までに移動・設置完了してください。

※なお、令和8年4月8日（水）はスポーツセンター休場日となります。

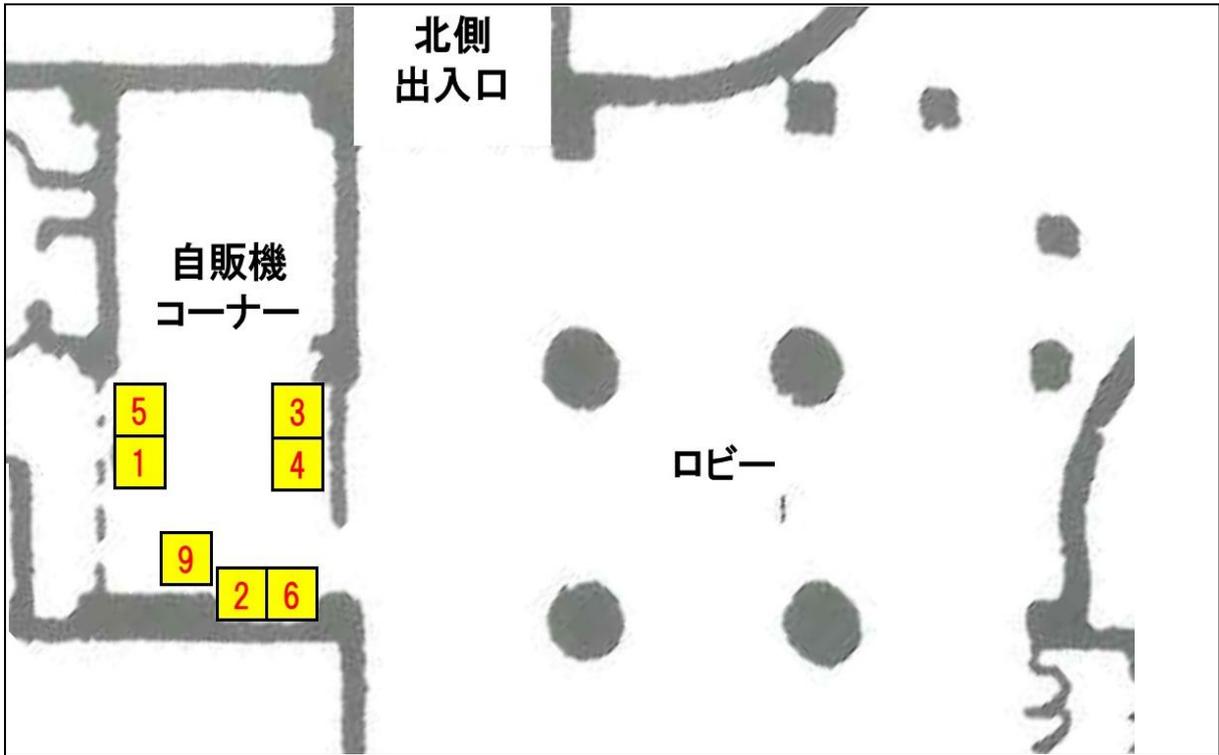
（休場日の作業も可）

○設置場所平面図

戸田市スポーツセンター1階平面図



①自動販売機コーナー



②プール棟出入口横

